

随意契約理由書

件名	神戸市立葺合高等学校コンピュータシステム等借上げ
契約の相手方	富士通リース株式会社 神戸支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号
随意契約の理由	
<p>当該物品は、教職員や生徒の授業において経常的に使用しているものであり上記業者と賃貸借契約を締結していたが、令和元年9月30日で当該契約が終了する。</p> <p>当該物品は、令和2年12月31日に次期教育情報基盤サービスへの統合及び令和3年3月31日に高校共通学事システムへの統合を予定しており、新規で調達するよりも現行で利用しているコンピュータシステムを継続利用することで、競争入札に付し、新たに調達するよりも有利に使用することができる。よって、上記業者との随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課 情報化推進係 (電話番号 986-0668)